

自動水質監視装置維持管理業務特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に規定する特記仕様書であり、本業務に適用する。

2 この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本特記仕様書は、自動水質監視装置の定期的な点検を実施し、機器性能を維持することにより、逸見総合管理センターにおける水質監視を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(業務実施場所)

第3条 横須賀市西逸見町2丁目10番地 他12か所

(対象場所及び対象計器)

第4条 対象場所及び対象計器は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 逸見総合管理センター | 横須賀市西逸見町2丁目10番地 |
| (2) 馬堀ポンプ所 | 横須賀市馬堀町4丁目13番1号 |
| (3) 三浦分水津久井計器室 | 横須賀市津久井1丁目4番 |
| (4) 田浦第2配水池電気室 | 逗子市沼間6丁目17番地 |
| (5) 池上ポンプ所 | 横須賀市池上7丁目24番1号 |
| (6) 武ポンプ所 | 横須賀市武1丁目17番 |
| (7) 大矢部ポンプ所 | 横須賀市衣笠町43番10号 |
| (8) 湘南国際村ポンプ所 | 横須賀市子安1番16号 |
| (9) 六浦計器室 | 横浜市金沢区六浦南5丁目10番18号 |
| (10) 追浜浄化センター | 横須賀市浦郷町5丁目2931番地 |
| (11) 久里浜緑地 | 横須賀市神明町1番地 |
| (12) 長井路上局 | 横須賀市長井6丁目11番地 |
| (13) 東浦賀2丁目公園 | 横須賀市東浦賀2丁目28番地 |

点検対象場所	対象計器
逸見総合管理センター	水温計、濁度計、色度計、pH計、電気伝導率計、残留塩素計
馬堀ポンプ所 三浦分水津久井計器室 田浦第2配水池電気室 池上ポンプ所 武ポンプ所 大矢部ポンプ所 六浦計器室 久里浜緑地	水温計、濁度計、色度計、pH計、電気伝導率計、残留塩素計、圧力計
追浜浄化センター 湘南国際村ポンプ所 長井路上局 東浦賀2丁目公園	濁度計、色度計、残留塩素計

(業務の内容)

第5条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 1年点検(年1回)内容

ア 濁度計及び色度計

(ア) シリカゲル交換

(イ) ワイパーアセンブリー用Oリングの点検(必要に応じて交換)

(ウ) ワイパーゴムの交換

(エ) ワイパーアセンブリーの点検(必要に応じて交換)

(オ) ゼロ液によるゼロ校正

(カ) スパン液によるスパン校正

(キ) ゼロ水フィルタの交換

(ク) 反射ミラー用Oリング交換

(ケ) シリカゲルホルダー用Oリングの交換

イ 残留塩素計

(ア) ゼロ液によるゼロ校正

(イ) 手分析値に合わせるスパン校正

(ウ) メッシュの点検(必要に応じて交換)

(エ) 電極の点検(必要に応じて交換)

(オ) ビーズの交換

ウ 電気伝導率計

(ア) 基準分析との比較又はスパン校正

(イ) 電極の清掃及び洗浄

エ pH計

(ア) 電極の点検(必要に応じて交換)

- (イ) pH 7、pH 9 標準液による校正
- (ウ)ホルダー用Oリングの点検（必要に応じて交換）
- (エ) Oリングの点検（必要に応じて交換）
- オ 温度計
 - (ア) 外観の点検
 - (イ) 基準温度計との比較
- カ 圧力計
 - (ア) 外観の点検
 - (イ) 大気開放によるゼロ点校正
- キ 配管等
 - (ア) 配管の点検
 - (イ) 温度補償用センサーの清掃又は洗浄
 - (ウ) 温度補償用センサーホルダー用Oリングの点検（必要に応じて交換）
 - (エ) 排水バント・電磁弁（SV1）の点検（必要に応じて交換）
 - (オ) 排水電磁弁（SV2）の点検（必要に応じて交換）
 - (カ) ゼロ水切り替え電磁弁（SV3）の点検（必要に応じて交換）
- ク その他必要事項
 - (ア) 採水
 - (イ) 点検項目以外の必要な作業
- (2) 6か月点検内容（年2回のうち、1回は1年点検と兼ねることができる）
 - ア 濁度計、色度計
 - (ア) シリカゲル交換
 - (イ) ワイパーアセンブリー用Oリングの点検（必要に応じて交換）
 - (ウ) ワイパーゴムの交換
 - (エ) ワイパーアセンブリーの点検（必要に応じて交換）
 - イ 残留塩素計
 - (ア) ゼロ液によるゼロ校正
 - (イ) 手分析値に合わせるスパン校正
 - (ウ) メッシュの点検（必要に応じて交換）
 - ウ 電気伝導率計
 - (ア) 基準分析との比較又はスパン校正
 - (イ) 電極の清掃及び洗浄
 - エ pH計
 - (ア) 電極の点検（必要に応じて交換）
 - (イ) pH 7、pH 9 標準液による校正
 - (ウ)ホルダー用Oリングの点検（必要に応じて交換）
 - (エ) Oリングの点検
 - オ 温度計
 - (ア) 外観の点検
 - (イ) 基準温度計との比較

- カ 圧力計
 - (ア) 外観の点検
 - (イ) 大気開放によるゼロ点校正
 - キ 配管等
 - (ア) 配管の点検
 - (イ) 温度補償用センサーの清掃又は洗浄
 - (ウ) 温度補償用センサーホルダー用のOリングの点検（必要に応じて交換）
 - ク その他必要事項
 - (ア) 採水
 - (イ) 点検項目以外の必要な作業
- (3) 3か月点検内容（年4回のうち、2回は6か月点検と兼ねることができる）
- ア 濁度計、色度計
 - (ア) シリカゲルの交換
 - イ 残留塩素計
 - (ア) ゼロ液によるゼロ校正
 - (イ) 手分析値に合わせるスパン校正
 - ウ 電気伝導率計
 - (ア) 基準分析との比較又はスパン校正
 - (イ) 電極の清掃及び洗浄
 - エ pH計
 - (ア) 電極の点検
 - オ 温度計
 - (ア) 外観の点検
 - カ 圧力計
 - (ア) 外観の点検
 - キ 配管等
 - (ア) 配管の点検
 - ク その他必要事項
 - (ア) 採水
 - (イ) 点検項目以外の必要な作業
- (4) 月2回点検内容（概ね2週に1回実施）
- ア 濁度計、色度計
 - (ア) 実測値と指示値の確認
 - (イ) 必要に応じてゼロ及びスパン校正
 - イ 残留塩素計
 - (ア) 実測値と指示値の確認
 - (イ) 必要に応じてゼロ及びスパン校正
 - ウ 電気伝導率計
 - (ア) 指示値の確認
 - (イ) 必要に応じてゼロ点の確認（電氣的オープン）及び基準分析との比較又はスバ

- ン校正
- エ pH計
 - (ア) 指示値の確認
 - (イ) 必要に応じて pH 7、pH 9 標準液による校正
- オ 温度計
 - (ア) 指示値の確認
- カ 圧力計
 - (ア) 指示値の確認
- キ 配管等
 - (ア) 配管の点検
 - (イ) 計器状態の確認
 - (ウ) 流量の確認
- ク その他必要事項
 - (ア) 必要に応じて採水
 - (イ) 点検項目以外の必要な作業
- (5) その他異常時における一次対応及び局職員の指導による作業等
警報発生時、状況から判断して現場調査が必要な場合は、速やかに現場に行き、一次対応を行う。

(一次対応)

第6条 第4条に掲げる対象計器の障害に伴う警報復帰や現場確認等を行い、必要に応じて専門技術を持って、校正及び部品交換等を行う処置を指す。

(業務上の注意事項)

第7条 本点検を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 1年点検の実施時期については、監督員と協議し、決定すること。
- (2) 6か月点検は年1回(年2回のうち、1回は1年点検と兼ねることができる)、3か月点検は年2回(年4回のうち、2回は6か月点検と兼ねることができる)、月2回点検は概ね2週に1回実施するものとする。実施時期については、監督員と協議し、決定すること。
- (3) 点検報告書は、点検終了から1週間以内に、異常時一次対応報告書は、3日以内に1部提出すること。
- (4) 点検に伴う校正液及び交換部品は、上下水道局の負担とする。
- (5) 点検時に使用する濁度計・pH計・残塩計は上下水道局より貸与する。
- (6) 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書に疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。